

総務課長  
財政課長  
財務課長 殿  
管財課長  
公有財産課長

**オンライン参加可能**

一般社団法人 日本経営協会  
理事長 引野 隆志

**NOMA行政管理講座開催(ご案内)**

**新任担当者のための公有財産管理講座**  
 <令和6年7月25日(木)・26日(金)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本講座では、公有財産の取得、管理等に当たって必要な知識等を、地方自治法関係規定だけでなく、民法等の民事法、関係する行政法令等の広い視野で理解、修得し、実務に活かせることを目標とします。

また、基礎から実務への橋渡しをできるように、事例・判例の検討(グループワーク)を通して基礎知識の理解を深め易くします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：(12:30から受付)  
令和6年7月25日(木) 13:00～16:30  
7月26日(金) 10:00～15:30

講 師：東京中央総合法律事務所 やまざし たけお  
弁護士 山岸 文朗氏

参加方法：[会場参加] 日本経営協会内専用教室  
(東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8)  
[オンライン参加] Zoom による Live 配信

参加料：会員(1名) 34,100円(税込)  
(負担金) 一般(1名) 37,400円(税込)



<会場案内図>

申込方法：本会ホームページから講座名を検索していただき、お申し込みください。

- ※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。
- ・講座開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ・お申し込みは5営業日前までをお願いいたします。
- ・定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認いただけます。

キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。  
開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。ただし、オンライン参加の場合は、講座テキスト資料の到着後のキャンセルについては参加料100%を申し受けます(講座1週間前程度から発送開始)。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

○オンライン参加での留意事項

- ・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
- ・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お申込み  
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

本部事務局 企画研修グループ

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

## ▶プログラム◀

### 第1 導入

公有財産とは

### 第2 公有財産

- 1 公有財産の分類
- 2 公有財産の取得・管理の権限
- 3 公有財産の取得
- 4 公有財産の管理

### 第3 行政財産

- 1 行政財産の取得
- 2 行政財産の管理
- 3 行政財産の処分

### 第4 普通財産

- 1 普通財産の管理
- 2 普通財産の処分

### 第5 公の施設

- 1 公の施設の意義
- 2 公の施設の設置及び管理
- 3 指定管理者制度

### 第6 公有財産の管理と損害賠償責任

### 第7 住民監査請求・住民訴訟

- 1 住民監査請求
- 2 住民訴訟

○講義内で、事例検討(グループワーク)を予定しております。

(オンラインで参加可能な方は、マイク・カメラ機能のあるパソコンまたはタブレット端末をご用意の上、ワーク時は、ビデオON、発言時にはマイクON(ミュート解除)でご参加ください。)

## 講師紹介

東京中央総合法律事務所 弁護士 やまぎし たけお 山岸 丈朗 氏

平成15年4月に千葉県内市役所へ入庁し、総務部行政課(自治体法務(地方自治法、行政法(行政手続法含む)等)、訴訟、契約書審査、条例規則審査)、土木部道路管理課(道路管理瑕疵への国家賠償法の対応、道路法に基づく管理)を歴任。

在職中に、司法試験予備試験及び司法試験に合格し、司法修習を経て、同市へ復職。

平成29年12月から千葉県弁護士会へ弁護士登録を行い、令和2年4月からは同市の法務監として、庁内の職員からの法律相談、契約審査、訴訟(国家賠償事件、行政事件、民事事件)、政策法務等を担当するほか、庁内職員への法務研修を担当。

令和5年3月末で同市役所を退職。

令和5年4月から東京中央総合法律事務所へ入所、現在に至る。

※当日は最新の情報を反映する等、一部内容を変更する場合がございます。予めご了承ください。

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。  
下記URLよりお申込みください。

<https://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx>

NOMA 講座

検索

**NOMA**  
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION